

戸沢村地域づくり事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内集落や地域における様々な課題の解決を図り、かつ村民が自助・共助・公助の基本原則に基づき、主体的な連携のもとで地域づくりを推進する、自治会及び団体等に対して補助金を交付することに関し、戸沢村補助金等に係る予算執行の適正化に関する規則（昭和43年規則第10号）に定めるところにより予算の範囲内で補助することで、村民の自発的かつ自立的な意思に基づく参画と協働による元気な村づくりの実現に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、次の者が取り組む事業を対象とする。

- (1) 村内の**各集落単位及び複数の集落単位による連合体**
- (2) 集落や地域を対象に活動する**団体**（村全体を活動範囲、又は対象とする団体を除く）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、集落や地域における課題の解決を図り、かつ村民による主体的な連携と交流による元気な地域づくりを推進する目的で実施される、以下の2つの種類の事業とする。ただし、他の補助金等の制度がある事業内容及び、村道、農道、指定管理されている公園、公民館の修繕に係る事業は対象としない。

- (1) 活性化に資する**事業や行事等の開催を目的とするソフト事業**
- (2) 集落や地域の**財産を得る事を目的とするハード事業**（施設補修や補修改良を含む）

(事業計画等の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする集落、自治会及び団体等は、別に定めるところにより村長に事業計画書等を提出しなければならない。

(事業計画の選考及び審査)

第5条 村長は、前条に定める事業計画等を選考委員会で審査を行うとともに、補助の対象とする事業を選考し、その結果を応募者に通知する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする集落、自治会及び団体等の代表者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他必要な書類

(軽微な変更)

第7条 軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額を増額するとき。
- (2) 事業の廃止

- 2 交付対象事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

（概算払い）

第8条 村長は、必要と認めるときは、補助金の一部を概算払いすることができる。

- 2 概算払いの額は、補助事業者が補助事業の進捗状況に応じた経費の支払いに当てるため、必要な経費の範囲内とし、事業計画に基づき支払うものとする。ただし、これによりがたい相当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、概算払い請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が終了したときは、事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業の完了した日から起算して30日を経過する日までに提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第2号）
- （2）収支精算書（様式第3号）
- （3）事業実施状況写真
- （4）その他村長が必要と認める書類（領収書・請求書等）

（補助金額の確定）

第10条 村長は前条の報告があった場合はその内容を審査し、地域づくり交付金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 2 提出された収支精算書の支出総額に補助割合を乗じて得られた金額が補助申請額を越えた場合であっても、補助金の額は交付申請の額とする。

（関係書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を整備し、交付対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（情報の提供）

第12条 村長は、提出された地域づくり交付金事業の実施に関する内容について、村民に対し自ら広く情報の提供に努めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

戸沢村地域づくり交付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域づくり交付金事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 戸沢村地域づくり交付金事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に示す補助対象事業とは、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 集落や地域内で**文化伝承**や**スポーツ振興**を図る活動
- (2) 集落や地域内での**美化活動**、及び**環境整備活動**
- (3) 集落や地域内での**安心安全**と**子どもの見守り活動**
- (4) 集落や地域内での**健康づくり**、及び**福祉の推進**を図る活動
- (5) **村外地域との交流事業**による**活性化**を図る事業
- (6) その他集落や地域内で**活性化推進**を図る事業
- (7) その他村長が認めた活動

(補助割合の区分及び算定方法)

第3条 補助割合の区分及び算定方法、限度額は、次のとおりとする。

集落世帯数等の区分	～10戸	11戸～20戸	21戸～40戸	41戸～60戸	61戸～80戸	81戸～
総事業費に対する補助金の割合	95%	90%	85%	80%	75%	70%

※補助金額の算定方法
総事業費 × 補助金割合 = 補助金額（千円未満切り捨て）
※限度額（事業全体総額は300万円）
・ソフト事業：1集落等の限度額は20万円とする
・ハード事業：1集落等の限度額は40万円とする
※団体等の補助区分は81戸～（70%）と同様とする

(事業の性格)

第4条 事業の性格は、次のとおりとする。

- (1) **政治的、宗教的**な意図がない事業であること。
- (2) **他に村からの補助金等の交付をうけていない**事業であること。
- (3) 特定の人のみに事業効果が帰属しない事業であること。

(申請の募集)

第5条 事業の募集時期は、**第1次募集を5月末日**とする。ただし、第7条の補助金交付決定額が事業全体限度額300万円に満たない場合は、**第2次募集**をすることができる。その募集期限は**10月末日**とする。

(事業の選定及び審査)

第6条 村長は、事業計画等の提出を受けた場合、村管理職による選定委員会で審議のうえ事業計画の可否について、村長に意見を具申する。

(補助金交付決定)

第7条 村長は、補助金交付申請の内容を審査し、前条による選定委員会の意見を加味し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し補助事業者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 交付申請した事業内容の変更、又は補助金の増額を行おうとする場合は、速やかに変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の額の決定)

第9条 村長は、補助事業者から事業実績報告があった場合には、内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、補助金の額の確定を行うものとする。ただし、事業費に補助割合を乗じて算定された補助金の額が、申請金額を超える場合であっても補助金は増額しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

戸沢村長

殿

補助事業者

団体名

所在地 戸沢村大字

代表者氏名

印

地域づくり交付金交付申請書

標記補助金につきまして、戸沢村補助金等に係る予算執行の適正化に関する規則第5条並びに地域づくり交付金補助金交付要綱第6条の規定により、補助金 〇〇〇円を交付されるよう関係書類を添付して申請します。

記

- 1 事業計画書 別紙のとおり (様式第2号)
- 2 収支予算書 別紙のとおり (様式第3号)
- 3 その他必要な書類 別紙のとおり

【 振 込 先 】

金融機関名 :

預金の種類 :

普通預金

口座番号 :

(フリガナ)

口座名義人 : (名義)

(様式第2号)

事業計画（実績）書

1 事業総括表

団体名	
事業名	(ソフト又はハードの別：)
事業の目的	
事業の効果	
事業完了(予定) 年月日	平成 年 月 日

2 事業個別計画（実績）表

実施日	事業項目	事業名	事業費 (円)	事業内容
計				

注) 「事業内容」には、実施場所、事業量、対象とする人、参加人数、具体的な実施内容等を記載する。

(様式第3号)

収支予算（精算）書

(1) 収 入

区 分	金 額 (円)	内 訳
合 計		

(2) 支 出

区 分	金 額 (円)	内 訳
合 計		

戸沢村長 殿

補助事業者

団体名

所在地 戸沢村大字

代表者氏名

印

地域づくり交付金事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付戸沢村指令第 号をもって地域づくり交付金事業の補助金交付決定の通知があった標記事業について、下記の理由により変更し、金 , 000円の減額承認を受けたいので、承認されるよう関係書類を添付して申請します。

記

変更の理由及び内容

事業項目	事業名	事業費		事業内容	変更事項	変更理由
		変更前	変更後			
		円 (補助額) 円	円 (補助額) 円			

(注1) 金額変更のない場合は()の部分は除くこと。

(注2) 変更事項ごとに変更計画を作成し、変更前と変更後の計画が比較対照できるよう2段書きとし、変更前を上段に記載すること。

(注3) その他変更理由内容を説明するのに必要な資料等は別途添付すること。

戸沢村長

殿

補助事業者

団 体 名

所 在 地 戸沢村大字

代表者氏名

印

地域づくり交付金事業実績報告書

平成 年 月 日付け戸沢村指令第 号をもって地域づくり交付金事業の補助金交付の決定の通知があった標記事業の実績について、戸沢村地域づくり交付金事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|------------|------------------|
| 1 事業実績書 | 別紙のとおり (様式第 2 号) |
| 2 収支精算書 | 別紙のとおり (様式第 3 号) |
| 3 その他必要な書類 | 別紙のとおり |

補助事業者

団体名

所在地 戸沢村大字

代表者

殿

戸沢村長

地域づくり交付金事業補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告の提出があった件名の補助金について、戸沢村補助金等に係る予算執行の適正化に関する規則第 15 条及び地域づくり交付金事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の額	円
<hr/>	
うち概算払い済額	円
精算払いの交付額	円

戸沢村長

殿

補助事業者

団体名

所在地 戸沢村大字

代表者氏名

印

地域づくり交付金事業補助金精算払い請求書

平成 年 月 日付で、補助金の額の確定通知があった地域づくり交付金事業補助金について、下記により金 , 0 0 0 円を精算払いにより交付くださるよう請求いたします。

記

事業項目	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A-B-C)
	円	円	円	円

戸沢村長

殿

補助事業者

団体名

所在地 戸沢村大字

代表者氏名

印

地域づくり交付金事業補助金概算払い請求書

平成 年 月 日付戸沢村指令第 号をもって地域づくり交付金事業の補助金交付の決定の通知があった標記事業について、下記により金 , 0 0 0 円を概算払いにより交付して下さるよう請求します。

記

事業項目	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A-B-C)
	円	円	円	円